

特別功績章に関する感謝・表彰規程の改正（報告）

特別功績章に関する改定に伴い、以下の通り関連規程を改正する。

～目的～

感謝・表彰規程第2条（贈呈の区分と種類）第1項および感謝・表彰規程細則第1条（日本連盟有功記章）において、「特別功績章」の記載があるが、第4条（本連盟感謝）にはその記載がないことから、これを明文化する。

これにより、日本におけるスカウト運動のために、全国的にあるいは多年にわたり都道府県的に、特別な功績をあげられた方に、本連盟として特別に感謝の意を表すとともに、各方面からのさらなる支援の継続・拡大を図る。

～感謝・表彰規程の改廃について～

感謝・表彰規程第14条（改廃）において、「本連盟名誉会議は第4条から第13条までの各条文を改廃することができる」となっていることから、令和元年9月1日開催の名誉会議での承認を受け、理事会に報告した。

改正条文

感謝・表彰規程 6-2	感謝・表彰規程 細則 6-3
第4条 本連盟感謝	第1条 日本連盟有功記章

令和元年9月1日 名誉会議承認



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

感謝・表彰規程 6-2

現行		改正後		備考
本連盟感謝 第4条	本連盟が行う感謝のための記章及び賞状の贈呈基準は、次のとおりとする。 (1) 特別感謝章 日本におけるスカウト運動のために、全国的にあるいは多年にわたり都道府県的に特別尽力した方に対し、本連盟として特別に感謝するもの (2) 日連感謝章 日本におけるスカウト運動のために、全国的にあるいは多年にわたり都道府県的に尽力した方に対し、本連盟として特別に感謝するもの (3) 日連感謝状 日本におけるスカウト運動のために、全国的にあるいは多年にわたり都道府県的に貢献した方に対し、本連盟として特別に感謝するもの (以下、略)	本連盟感謝 第4条	本連盟が行う感謝のための記章及び賞状の贈呈基準は、次のとおりとする。 (1)特別功績章 日本におけるスカウト運動のために、全国的にあるいは多年にわたり都道府県的に特別な功績をあげられた方に対し、本連盟として特別に感謝するもの (2) 特別感謝章 日本におけるスカウト運動のために、全国的にあるいは多年にわたり都道府県的に特別尽力した方に対し、本連盟として特別に感謝するもの (3) 日連感謝章 日本におけるスカウト運動のために、全国的にあるいは多年にわたり都道府県的に尽力した方に対し、本連盟として特別に感謝するもの (4) 日連感謝状 日本におけるスカウト運動のために、全国的にあるいは多年にわたり都道府県的に貢献した方に対し、本連盟として特別に感謝するもの (以下、略)	(1) を追加 以下番号送り

感謝・表彰規程 細則 6-3

現行						改正後						備考		
日本連盟 有功記章 第1条	公益財団法人ボーイスカウト日本連盟(以下、本連盟という。)より贈呈及び授与する有功記章は、以下のとおりとする。					日本連盟 有功記章 第1条	公益財団法人ボーイスカウト日本連盟(以下、本連盟という。)より贈呈及び授与する有功記章は、以下のとおりとする。					「着用部位その他」を改正		
		種 類	様 式	材質	色		着用部位 その他		種 類	様 式	材質		色	着用部位 その他
	日本連盟	特別功績章	別途定める	金 属	金 色		綬章にして 頸から胸に かける。	日本連盟	特別功績章	別途定める	金 属		金 色	別途定める。
		特別感謝章	(図柄)				左胸ポケット 上方に 着用する。		特別感謝章	(図柄)				左胸ポケット 上方に 着用する。
		日連感謝章			(図柄)				日連感謝章				(図柄)	
人命救助章 (個 人)		人命救助章 (個 人)												
(以下、略)						(以下、略)								